

# 令和7年度分 町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税の申告につきましては、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。この申告書は、あなたの町民税・県民税を正しく算出する基礎資料になります。令和6年中（令和6年1月1日から12月31日まで）の所得について、この手引きを参照のうえ申告書を作成し、**3月17日**までに提出してください。

## 申告書を提出していただく方

- ◆令和7年1月1日現在、高畠町内に居住している方で、次に該当する方
  1. 令和6年中に営業、農業、不動産、配当などの収入があった方
  2. 令和6年中に給与収入があった方で、
    - (1)給与収入のほかに収入（営業、農業、不動産、配当、譲渡、その他の収入）があった方  
※給与収入以外の所得が20万円以下で、税務署への確定申告が不要であっても、町民税・県民税の申告は必要です。
    - (2)給与収入のみで、令和6年の途中で退職し、再就職しなかった方
    - (3)給与収入のみで、勤務先から高畠町に給与支払報告書が提出されていない方（提出されているか不明な場合は、勤務先の給与担当の方にお問い合わせください。）
    - (4)2か所以上の勤務先から給与の支払いを受け、確定申告しない方
  3. 公的年金等に係る収入（雑収入）があった方で、医療費控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける方
  4. 令和6年中に収入が無かった方で、
    - (1)前年まで申告すべき収入があり、この申告書を送付されている方
    - (2)年金免除申請・児童手当受給・公営住宅入居などの手続きのため、税証明が必要な方
- ◆令和7年1月1日現在、高畠町内に住所がない方で、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有している方

## 申告書を提出しなくてもよい方

- ◆税務署に令和6年分の所得税の確定申告書を提出した方
- ◆給与収入のみの方で、勤務先で年末調整が済みであり、勤務先から高畠町に給与支払報告書が提出されている方（提出されているか不明な場合は、勤務先の給与担当の方にお問い合わせください。）

## 申告書をご自分で作成する方

- ◆町ホームページから申告書様式をダウンロードし、入力・印刷のうえ、税務課へ提出してください。
- ◆同封の申告書に必要な事項を記入して税務課へ提出してください。
- ◆郵送にて提出される方は、下記宛にお送りください。
- ◆控えに受付印が必要な場合は、あらかじめ写しを添付し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

〒992-0392 高畠町大字高畠436番地  
高畠町税務課 住民税係 宛

## 税務課職員に相談して提出する方

申告相談を下記日程によりおこないます。

**令和7年2月6日(木)～3月17日(月)**  
（別紙日程表を参照してください）

- ※会場の混雑を緩和するため、行政区ごとの相談日を指定させていただいておりますので、ご確認のうえおいください。また、職員が申告相談会場に出向いておりますので、税務課窓口では申告相談に応じることができませんので、ご了承ください。
- ※今年度も、休日相談日はありません。

## 申告の際に必要なもの

- ◆町県民税申告書・確定申告のお知らせ（税務署から送られている方）
- ◆マイナンバーカード、若しくは通知カード等の番号がわかるもの（通知カード等の場合は本人と確認できる免許証や保険証等の提示が必要となります）
- ◆所得が確認できるもの
  - 事業収入がある方……収入および必要経費がわかるもの（会計帳簿、領収書など）
  - 農業収入がある方……収入および必要経費がわかるもの（農産物取扱高明細書、領収書など）
  - 給与収入がある方……勤務先からの源泉徴収票（原本）
  - 年金収入がある方……年金支払者からの源泉徴収票（原本）
  - 譲渡収入がある方……譲渡した不動産の売買契約書（原本）・必要経費がわかるもの
- ◆各種所得控除を受けるために必要な領収書、証明書又は明細書  
所得控除を受ける場合は、支払い金額等を証明する書類が必要となります。詳しくは、2ページ以降を参照してください。
- ◆医療費控除を受けようとする場合、医療費控除の明細書または、セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要となります。領収書の添付では控除を受けることができませんので明細書を作成してください。詳しくは、6ページを参照してください。

## 《問合せ先》

高畠町税務課 住民税係 ☎0238(52)4477(直通) 〒992-0392 高畠町大字高畠436番地

表

令和7年度分 町民税・県民税 申告書

裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

Personal information form including residence (高島町大字〇〇△△△番地), occupation (食料小売店), and name (高島 太郎).

Administrative information form including management code, household number, and name.

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main tax calculation table with sections for social insurance (国民健康保険, 国民年金), life insurance, earthquake insurance, and various deductions (障害者控除, 配偶者控除, 扶養控除, etc.).

Summary table of income and deductions, categorized into 'Income' (収入金額) and 'Deductions' (所得から差し引かれる金額), with columns for various categories and amounts.

4ページを参照してください 5、6ページを参照してください



5 給与所得の内訳

日給などの給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務 日数	月 収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				円
合 計				
法人番号又は所在地				
勤 務 先 名				
電 話 番 号				

6 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営 業	大字〇〇△△番地	9,987,514円	7,595,414円	円
不動産(貸家)	大字〇〇△番地の■	480,000	57,000	円

7 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
			国外株式等に係る 外国所得税額	

8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費	差 引 金 額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所 得 金 額 (差引金額-特別控除額)	
	短 期	長 期				イ	ロ
一 時							ハ
						ニ	合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入して下さい。  
右のニの金額を表面のウの所得金額欄へ記入して下さい。

10 事業専従者に関する事項

氏名	高 畠 一 郎	続柄	子	生年月日	明・大・昭・平・令	7・4・5	専従者給与 (控除)額	500,000
個人番号	6:7:8:9	0:1:2:3	4:5:6:7	従事月数	12月			
氏名		続柄		生年月日	明・大・昭・平・令	・	専従者給与 (控除)額	円
個人番号								
氏名		続柄		生年月日	明・大・昭・平・令	・	専従者給与 (控除)額	円
個人番号								
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし		合計額		円		

12 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開(廃)業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

11 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	高 畠 二 郎	住所	〇〇県××市△丁目□-◇	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
個人番号	4:5:6:7	8:9:0:1	2:3:4:5	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
氏名		住所		国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
個人番号				国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

13 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部等・都道府県、市区町村分 (特別控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。  
ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申請書(ニ)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭・平・令	特別障害者に該当する場合	級 別	別居の場合の住所
				・			

14 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

源泉徴収票・生命保険料・地震保険料・支払証明書等 貼付箇所 (右の穴にかららないように貼ってください)

# 申告書の書き方

(令和6年1月1日から12月31日までの内容)

## 1. 収入金額等、2 所得金額を書きます。

収入金額を「1 収入金額等」の該当する欄に、所得金額を「2 所得金額」の該当する欄に記入します。

営業等	卸売業・小売業・製造業・サービス業・医師・外交員・大工・内職などによる収入
不動産	小作料・貸家・貸間・アパート・貸ガレージ・貸地などによる収入
農業	農畜産物の生産・果樹の栽培などによる収入
別紙の収支内訳書を作成して、申告書へ転記してください。収支内訳書は申告書とともに提出してください。	
配当	○株式の配当・出資金の配当・協同組合等の剰余金の分配金などによる収入 ○配当所得の詳細を、申告書裏面の「7配当所得に関する事項」に記入します。
給与	○源泉徴収票の「支払金額」を、「1 収入金額等」の⑥に記入します。次に、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を、「2 所得金額」の⑥に記入します。 ○源泉徴収票のない方は、1年の収入状況を、給与明細書等により申告書裏面の「5 給与所得の内訳」に記入します。 ○給与所得控除後の金額(給与所得金額)がわからないときは、下の(表1)「給与所得の計算」により計算します。
公的年金等	○源泉徴収票の「支払金額」を、「1 収入金額等」の⑦に記入します。 ○所得の計算は、下の(表2)「公的年金等(雑所得)の計算」により計算し、「2 所得金額」の⑦に記入します。 ○遺族年金・障害年金は申告の必要はありません。
業務・その他	○原稿料・印税・講演料・生命保険契約に基づく年金・互助年金・シルバー人材センターなどの収入 ○申告書裏面の「8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入します。
総合譲渡一時	土地・建物以外の資産(車両・機械器具・特許権など)の譲渡による収入 損害保険契約等に基づく満期返戻金・賞金・競馬等の払戻金のような一時的な収入 申告書裏面の「9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入します。

\* 分離課税の譲渡・有価証券等の譲渡・先物取引・山林所得による収入がある方は申告書が異なりますので、税務課までお問い合わせください。

表1 給与所得の計算

給与等の収入金額	合計	円	A
～550,999円		0円	
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円	円	
1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	円	
1,800,000円～3,599,999円	B	円	
3,600,000円～6,599,999円		円	
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	円	
8,500,000円～(※)	A - 1,950,000円	円	

表2 公的年金等(雑所得)の計算

公的年金等の収入金額	合計	円	A
公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合			
区分	A の金額	公的年金等の雑所得	
生昭和35年1月2日以後に(65歳未満)	～600,000円	0円	
	600,001円～1,299,999円	A - 600,000円	
	1,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	
	10,000,000円～	A - 1,955,000円	
区分	A の金額	公的年金等の雑所得	
生昭和35年1月1日以前(65歳以上)	～1,100,000円	0円	
	1,100,001円～3,299,999円	A - 1,100,000円	
	3,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	
	10,000,000円～	A - 1,955,000円	

申告書の「1 収入金額」の⑥に「A」の金額を転記してください。

申告書の「1 収入金額」の⑦に「A」の金額を転記してください。

上記の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額Cを申告書の「2 所得金額」の⑥に転記してください。

上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「2 所得金額」の⑦に転記してください。(ただし、これ以外の雑所得がある場合は⑧及び⑨に記載します。)

○1 (※)欄に該当する方(給与収入額850万円以上)で  
ア) 本人、生計同一配偶者、もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である  
イ) 23歳未満の扶養親族を有する  
のいずれかに該当する場合、給与収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%相当額をCから控除します。(最大15万円)  
対象となる方の氏名等を「15 所得金額調整控除に関する事項」に記入し、Cから控除した金額を申告書の「2 所得金額」の⑥に転記してください。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計金額が1,000万円以上の場合は、計算方法が異なりますので税務課までお問い合わせください。

○2 表1で算出した給与所得額と表2で算出した公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得と公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額(10万円を超える場合は10万円)と公的年金等の金額(10万円を超える場合は10万円)の合計額から10万円を控除した残りの額をCから控除します。(最大10万円)  
Cから控除した金額を申告書の「2 所得金額」の⑥に転記してください。

※○1と○2どちらにも該当する場合は、Cから○1を控除した金額から○2を控除し、算出された給与所得金額を「2 所得金額」の⑥に転記してください。

3所得から差し引かれる金額に関する事項、4所得から差し引かれる金額を書きます。

※所得から差し引かれる金額の内容、添付する書類は、次のページをご覧ください。

⑮ 生命保険料控除額の計算

ア)、イ)、ウ) いずれか該当する欄の計算式で計算してください。

ア) 旧契約 (H23.12.31以前締結) のみの場合		
種類	支払金額	控除額
一般生命保険料	円 A	円
個人年金保険料	円 B	円
支払保険料の金額		控除額
～15,000円		支払保険料の金額
15,001円～40,000円		支払保険料×0.5+7,500円
40,001円～70,000円		支払保険料×0.25+17,500円
70,001円～		一律35,000円
生命保険料控除額 (A+B)	生命保険料控除額 (最高70,000円)	円①

イ) 新契約 (H24.1.1以後締結) のみの場合		
種類	支払金額	控除額
一般生命保険料	円 C	円
個人年金保険料	円 D	円
介護医療保険料	円 E	円
支払保険料の金額		控除額
～12,000円		支払保険料の金額
12,001円～32,000円		支払保険料×0.5+6,000円
32,001円～56,000円		支払保険料×0.25+14,000円
56,001円～		一律28,000円
生命保険料控除額 (C+D+E)	生命保険料控除額 (最高70,000円)	円②

ウ) 旧契約と新契約両方で控除を受ける場合		
旧契約の支払保険料は上記ア)の表の計算式により計算した金額 新契約の支払保険料は上記イ)の表の計算式により計算した金額		
一般生命保険料	円 F (上限28,000円)	
個人年金保険料	円 G (上限28,000円)	
介護医療保険料	円 H (上限28,000円)	
生命保険料控除額 (F+G+H)	生命保険料控除額 (最高70,000円)	円③

(ア)と(ウ)に該当する場合、有利な方を選択して控除を受けることができます。  
①か②、又は③で算出した控除額を4所得から差し引かれる金額⑮の欄に転記してください。

⑯ 地震保険料控除額の計算

地震保険料の金額	(合計)	円	A
旧長期損害保険料の金額	(合計)	円	B
$A \times 0.5$	(最高25,000円)	円	C
Bの金額	～5,000円	円	D
	5,001円～	円	
地震保険料控除額 (C+D)	(最高25,000円)	円	E

申告書⑯の欄に転記してください。

⑳ 配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額 (申告書⑫の欄)		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
～480,000円	配偶者控除に該当		
480,001円～950,000円	330,000円	220,000円	110,000円
950,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円～	0円	0円	0円

㉑ 障害者控除額

	控除額
一般の障害者	260,000円
特別障害者	300,000円
同居特別障害者*	530,000円

\*同居特別障害者とは…扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、あなた又はあなたの配偶者もしくは、あなたと生計を一にするその他の親族との同居を常況としている方

㉒ 配偶者控除額

	申告者の合計所得金額 (申告書⑫の欄)		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除 (一般の配偶者) 下記以外	330,000円	220,000円	110,000円
配偶者控除 (老人の配偶者) 70歳以上	380,000円	260,000円	130,000円

㉓ 扶養控除額

控除対象扶養親族の年齢	扶養控除の区分	控除額
16歳以上～19歳未満	扶養親族	330,000円
19歳以上～23歳未満	特定扶養親族	450,000円
23歳以上～70歳未満	扶養親族	330,000円
70歳以上～	老人扶養親族	380,000円
	同居老親扶養親族	450,000円

特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、平成14年1月2日以降平成18年1月1日以前に生まれた方
老人扶養親族	控除対象扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた方
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属 (父母・祖父母等) で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている方

※ここでいう親族とは、民法の規定に従い、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。

注) 平成21年1月2日以後生まれ (16歳未満) の方は扶養控除対象にはなりません。ただし、均等割及び所得割の非課税判定時の扶養人数として算定されます。

㉔ 医療費控除額の計算

※通常の医療費控除またはセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) のどちらか一方のみ適用 (選択制) となります。セルフメディケーション税制を選択する場合は申告書区分欄□に「1」を記入してください。

㉔-1 「医療費控除額の計算」

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		円	B
差引金額 (A-B)	(赤字のときは0円)	円	C
申告書の㉔欄+退職所得金額+山林所得金額		円	D
$D \times 0.05$	(赤字のときは0円)	円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		円	F
医療費控除額 (C-F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

申告書㉔の欄に転記してください。

㉔-2 「セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) に係る医療費控除額の計算」  
選択する場合は申告書区分欄□に「1」を記入してください。

支払った医療費等 (特定一般医薬品等購入費)	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		円	B
差引金額 (A-B)	(赤字のときは0円)	円	C
医療費控除額 (C-12,000)	(最高88,000円、赤字のときは0円)	円	D

申告書㉔の欄に転記してください。

㉕ 基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超～2,450万円以下	290,000円
2,450万円超～2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

## 所得から差し引かれる金額（所得控除）

控除名	控除の内容	控除額	添付する書類
⑬ 社会保険料控除	健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料などで、あなたが支払ったり給与から差し引かれたもの。なお給与や公的年金から特別徴収（引きさり）された社会保険料は、引かれた本人の控除となり、他の人の控除にはできません。	令和6年中に支払った保険料全額	社会保険科（国民年金保険料）控除証明書等
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の規定による小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）及び地方公共団体がやっている心身障害者扶養共済制度に基づく掛金	令和6年中に支払った保険料全額	支払った掛金額の証明書
⑮ 生命保険料控除	一般生命保険料：生存又は死亡に基因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料 個人年金保険料：個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金契約等に係る保険料 介護医療保険料：入院・通院などともなう給付部分に係る保険料	5ページ表⑮により算出した額（最高70,000円） 契約年月日により計算方法が異なります。	控除証明書
⑯ 地震保険料控除	地震保険料：損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金 旧長期損害保険料：平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等で、満期返戻金等があり、共済期間が10年以上のもの	5ページ表⑯により算出した額（最高25,000円）	控除証明書
⑰ 寡婦控除	夫と離婚しまだ再婚してなく扶養親族を有する場合、夫と死別した場合または夫が生死不明の場合。いずれの場合も合計所得金額が500万円以下であること、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないことが条件。	260,000円	
⑱ ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（合計所得金額が48万円以下であるもの）を有するひとり親の場合。合計所得金額が500万円以下であること、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないことが条件。	300,000円	
⑲ 勤労学生控除	あなたが大学、高校などの学生で、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合	260,000円	学校から交付される証明書
⑳ 障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者の場合、その方の氏名及び障害の程度を記入してください。 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者福祉手帳1級、市町村長が特別障害者に準ずる者と認定された方は特別障害者となります。	障害者1人につき 260,000円 特別障害者1人につき 300,000円 同居特別障害者1人につき 530,000円	障害者手帳、療育手帳の提示 障害者控除対象者認定書
㉑ 配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の令和6年中の合計所得金額が48万円以下であった場合。なお上記の控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれの方）の場合、老人控除対象配偶者に該当	5ページ表㉑により算出した額	
㉒ 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者または配偶者控除の適用を受けた方を除く）を有する場合、その配偶者の所得に応じた5ページ表㉒に示す額	5ページ表㉒により算出した額	配偶者の所得を明らかにできるもの（源泉徴収票写しなど）
㉓ 扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で令和6年中の合計所得金額が48万円以下であった方（事業専従者を除く） 注）国外居住親族に係る扶養控除の適用についての要件が見直され、30歳以上70歳未満の者が障害者に該当する等の一定の条件を満たさない場合は扶養控除が適用除外とされます。	5ページ表㉓により算出した額	国外居住親族の場合、親族関係書類、送金関係書類およびその他必要書類（年末調整において扶養控除等の適用を受けている場合は不要）
㉔ 基礎控除		5ページ表㉔により算出した額	
㉖ 雑損控除	豪雪で生活に通常必要な住宅の雪下ろし費用や家屋外周の除雪費用を一定額以上支払った場合。また、災害・盗難によって生活用の資産に損害が生じた場合及び損害に関連してやむを得ない支出をした場合	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）または（災害関連支出の合計－5万円）のうちいずれか多い方の金額	災害関連支出の領収書 り災証明書・被災証明書
㉗ 医療費控除	【医療費控除】病院へ支払った医療費、または治療や療養のための医薬品の購入代などの支払費用。保険金または高額療養費等で補てんされた金額は除きます。	5ページ表㉗-1により算出した額 （最高200万円まで）	医療費控除の明細書等
	【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に係る控除】健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っており、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費に係る控除	5ページ表㉗-2により算出した額 （最高88,000円まで）	セルフメディケーション税制の明細書等および申告する方が一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

## 税額から差し引かれる金額（税額控除）

控除名	控除の内容	添付する書類
① 寄附金税額控除	都道府県・市町村（総務省が指定する団体に限る）、山形県共同募金会又は日本赤十字社山形県支部に対して2千円を超える寄附を行った場合。 令和6年中、被災者または被災地方団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対して2千円を超える義援金を支出した場合。	受領証、預かり証、振込依頼書の控え、郵便振替の半券とその書類に記載された口座が義援金等の専用口座であることが確認できる書類等の写し
② 住宅借入金等特別税額控除	平成21年から令和7年までに新築または増改築を行い入居し、所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けている方で、控除額が所得税から引ききれなかった場合。	確定申告をする方、勤務先で年末調整をする方は、提出不要です。

この手引きに記載されている内容は税制改正により変更になる場合があります。